

○ 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予第636号農林水産事務次官依命通知）
別添2 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業 一部改正 新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別添2 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の取扱いについて</p> <p>第2 事業メニューごとの事業実施主体、要件、基本国費率及び事業内容 【略】 1～3 【略】 4 計画主体が指定した者 参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第14条第1項に規定する事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）その他農山漁村の活性化に資する者であって、計画主体が東日本大震災からの復旧・復興等を図る観点から真に必要と認められた者であり、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) <u>参入法人については</u>、3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行うこと又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行うことに係る目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。 (2) <u>その他農山漁村の活性化に資する者にあつては、計画主体を構成員に含む農山漁村の活性化に資する協議会の構成員であること。</u> (3) <u>なお、計画主体が指定した者が</u>会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）である場合にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（以下「中小企業」という。中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）は除く。）であること。</p> <p>第3 実施基準 (1) 【略】 (2) 交付要綱別添2の事業第4の1の(2)による効率性等の検討については、農山漁村<u>復興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）</u>に準じて実施するなど、適正に実施するものとする。 (3)、(4) 【略】 (5) 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いは、次のとおりとする。 ア 【略】 イ 温泉水の活用は認めない。</p> <p>(6) 【略】 (7) 【略】 ア～エ 【略】 オ 施設等の適切な運営に必要な経営戦略及び運営体制等 (8)～(15) 【略】 (16) 別表の1の事業メニュー欄の㉔都市農山漁村総合交流促進施設、㉕木材利活用促進施設、㉖地域資源活用交流促進施設、㉗地域連携販売力強化施設、㉘農林漁業体験施設のうち滞在施設、㉙農山漁村体験施設、㉚教養文化・知識習得施設、㉛地域資源活用起業支援施設、<u>㉜高齢者・女性等</u></p>	<p>別添2 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の取扱いについて</p> <p>第2 事業メニューごとの事業実施主体、要件、基本国費率及び事業内容 【略】 1～3 【略】 4 計画主体が指定した者 参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第14条第1項に規定する事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）その他農山漁村の活性化に資する者であって、計画主体が東日本大震災からの復旧・復興等を図る観点から真に必要と認められた者であるものとする。 <u>なお、参入法人については、次に掲げる要件を満たす法人とする。</u></p> <p>(1) 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行うこと又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行うことに係る目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。 【新設】 (2) 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（以下「中小企業」という。中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）は除く。）であること。</p> <p>第3 実施基準 (1) 【略】 (2) 交付要綱別添2の事業第4の1の(2)による効率性等の検討については、農山漁村<u>活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）</u>に準じて実施するなど、適正に実施するものとする。 (3)、(4) 【略】 (5) 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いは、次のとおりとする。 ア 【略】 イ <u>原則として</u>温泉水の活用は認めない。 <u>ただし、当該施設の建設及び維持管理コストを勘案し、温泉水を活用することが妥当と認められる場合にあつてはこの限りではない。なお、計画主体は、温泉水を活用する浴室を含む施設を整備するに当たっては、温泉水活用の必要性、施設の建設及び維持管理コストの比較検討を行い、その判断の根拠となった資料を事前点検シートと併せて公表するものとする。</u></p> <p>(6) 【略】 (7) 【略】 ア～エ 【略】 【新設】 (8)～(15) 【略】 (16) 別表の1の事業メニュー欄の㉔都市農山漁村総合交流促進施設、㉕木材利活用促進施設、㉖地域資源活用交流促進施設、㉗地域連携販売力強化施設、㉘農林漁業体験施設のうち滞在施設、㉙農山漁村体験施設、㉚教養文化・知識習得施設、㉛地域資源活用起業支援施設の整備については、建</p>

域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。

(17) 交付要綱別添2の事業第3の1の(2)及び(3)に係る事業にあつては、交付対象施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ(プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。)、運搬台車であつて低額なもの、フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。)、チェーンソー(研修のためのものを除く。)及び汎用性のある備品等は、交付対象としない。

(18)～(22)【略】

(23) 発電施設について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合及び土地改良施設の維持管理費軽減を目的とする場合は、交付金の交付対象としない。

(24) 別表の1の事業メニュー欄の①農業用排水路から⑮林道・作業道及び⑯小規模農林地等保全整備までについては、別表の1の事業名欄の生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、農山漁村定住促進施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設の整備と併せ行う場合に実施できるものとする。

第11 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1)～(3)【略】

(4)【略】

1～9 【略】	【略】
【削る】	【削る】
【削る】	【削る】
10 調査試験費	【略】

(5)【略】

(6) 附帯事務費及び工事雑費の取扱い

ア 【略】

費目	科目		説明
	節	区分	
【削る】	【削る】	【削る】	【削る】

築基準法等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。

(17) 交付要綱別添2の事業第3の1の(2)及び(3)に係る事業にあつては、交付対象施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ(プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。)、運搬台車であつて低額なもの、フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。)及びチェーンソー(研修のためのものを除く。)は、交付対象としない。

(18)～(22)【略】

(23) 本事業により整備された発電施設により発電された電力を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(以下「固定価格買取制度」という。)により売電を行う場合は、交付金の交付対象としない。ただし、特定都道府県、特定市町村、土地改良区等(土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。)が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りでない。

【新設】

第11 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1)～(3)【略】

(4)【略】

1～9 【略】	【略】
10 <u>給料、職員手当等</u>	<u>事業の実施に直接従事する職員の給料、職員手当等(退職手当を除く。)</u>
11 <u>共済費</u>	<u>給料が支弁される者に係る共済組合負担金、保険料</u>
12 調査試験費	【略】

(5)【略】

(6) 附帯事務費及び工事雑費の取扱い

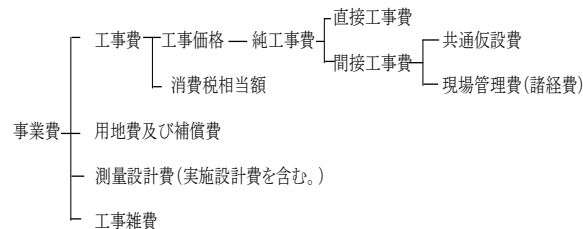
ア 【略】

費目	科目		説明
	節	区分	
<u>人件費</u>	<u>給与</u> <u>職員手当等</u>	一般職給	交付対象事業に直接従事する定数職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する職員を含み、管理又は監督の地位にある職員を除く。ただし、交付対象事業のみを実施する臨時機関の管理又は監督の地位にある職員については、この限りでない。)に対する給料、職員手当等(退職手当を除く。)並びに交付対象事業を行う者が負担する共済費(本費目から給料が支弁される者に係るものに限る。)とする。
		扶養手当	
		調整手当	
		初任給調整手当	
		住居手当	
		通勤手当	
		単身赴任手当	
		特殊勤務手当	
		特地勤務手当	
		時間外勤務手当	
		宿日直手当	
		夜間勤務手当	
		休日勤務手当	
		管理職手当	
		期末手当	

	【削る】	【削る】	【削る】
--	------	------	------

2 交付対象事業の構成

- (1) 土地基盤の整備
イ 直営施工の場合



注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したものである。

3 【略】

(別表)

- 1 【略】
2 【略】

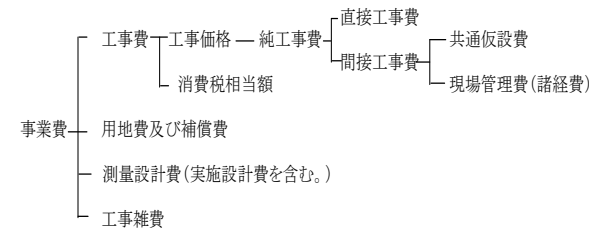
3 要件類別ごとの要件等

要件類別	事業の内容
1～28 【略】	【略】
29	1 【略】 2 要件 <u>(1)別表の2の要件類別29の要件欄の2の別表の3に定める要件とは、地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画が定められているとともに、整備する施設が当該計画に位置付けられていること及び施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとする。また、設定した当該目標の達成状況については、東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名）第10の3に定める復興交付金事業計画の実績に関する評価の実施の際に評価を行うこととする。</u> <u>(2)発電施設については、別表1の事業名欄の処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設及び自然環境等活用交流学习施設に附帯する施設とする。</u>
30、 31【略】	【略】

	勤労手当 寒冷地手当 児童手当	
共済費	共催組合負担金	人件費から給与が支弁される者に係る共済組合負担金及び保険料とする。

2 交付対象事業の構成

- (1) 土地基盤の整備
イ 直営施工の場合



注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官(依命通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

3 【略】

(別表)

- 1 【略】
2 【略】

3 要件類別ごとの要件等

要件類別	事業の内容
1～28 【略】	【略】
29	1 【略】 2 要件 別表の2の要件類別29の要件欄の2の別表の3に定める要件とは、地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画が定められているとともに、整備する施設が当該計画に位置付けられていること及び施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとする。また、設定した当該目標の達成状況については、東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名）第10の3に定める復興交付金事業計画の実績に関する評価の実施の際に評価を行うこととする。 【新設】
30、 31【略】	【略】

附則 この通知は、平成28年4月1日から施行する。